

原 安 第 2 4 7 号 の 2
令和 3 年（2021 年） 6 月 7 日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要請質問書に対する回答について

2021 年 3 月 11 日付けで提出のあった要請質問書については、別紙のとおり回答します。

2021年3月11日付け要請質問書への回答

要請事項

玄海原発3・4号機の稼働をただちに止めること。

(答)

- 原子力発電に関しては、その依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導入を進める取組を進めていくべきと考えています。
- しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給等に課題があり、エネルギー自給の観点で考えると、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況にあると考えています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと認識しています。

質問(1)

佐賀県は昨年11月13日付佐賀新聞意見広告で「地震はいつどこで起こるか分からない」「明日、大地震が起きるかもしれない」と書いている。大地震が玄海原発近くで起きないと言えるか。

質問(2)

玄海原発の基準地震動620ガル以上の地震が原発を襲わないと言えるか。

(答)

- 原子力発電所の耐震性については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動を策定し、安全上重要な施設の安全機能が失われないように設計することが求められています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと認識しています。
- なお、新規制基準においては、地震に限らず、自然現象で想定した事象を超えるような外部事象によって、万が一、外部からの電力供給が一斉にできなくなるような事故が発生した場合においても、原子炉の損傷を防止できる安全対策が求められています。

質問（3）

六ヶ所再処理工場は25回完成延期している。再処理工場が稼働しなかったら、玄海原発の留め置かれる使用済み核燃料は増え続けるが、どうするのか。

（答）

- 使用済み燃料については、一定期間冷却した後、再処理工場へ搬出し再処理することが国の基本方針とされており、九州電力も、原子炉設置許可申請書において「使用済み燃料は、（中略）、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。」とし、原子力規制委員会の許可を受けています。

質問（4）

3号機から出てきた使用済みMOX燃料は、いつ、どこへ運び出すと九電から聞いているのか。

（答）

- 使用済み燃料については、一定期間冷却した後、再処理工場へ搬出し再処理することが国の基本方針とされており、九州電力も、使用済みMOX燃料を含む使用済み燃料については、原子炉設置許可申請書において「使用済み燃料は、（中略）、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。」とし、原子力規制委員会の許可を受けています。

質問（5）

玄海原発の使用済み燃料貯蔵プールについて九州電力は「壊れない」と私たちに明言したが、知事はそれを聞いて住民に対して「安心できます」と言えるのか。

（答）

- 使用済み燃料貯蔵施設については、新規制基準に基づき、基準地震動を受けたとしても安全機能を損なわない構造であることや重大事故対策の有効性が求められており、原子力規制委員会の審査において新規制基準への適合性が確認されています。

- 玄海原子力発電所3、4号機については、使用済燃料貯蔵施設の審査も含めて、原子力規制委員会により運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと認識しています。
- 原子力規制委員会においては、「原子力施設の安全性は、最新の科学的知見に基づき不断に向上させるべきものと考えており、今後、新たな知見が得られた場合には必要に応じて基準に取り込み、事業者に対し追加対策を求めてまいります。」とされており、事業者に対して安全対策の向上のための不断の取組を求めています。
- 県としても、九州電力に対し常に緊張感を持った取組を求めるとともに、九州電力の安全に対する取組を注視していきます。

質問（6）

一般の産業廃棄物は処分方法が決まっていなければ事業を進めることは許されない。廃炉も含めて原発から出てくる放射性廃棄物の処分方法は何も決まっていないが、なぜ許されるのか。

（答）

- 国の「エネルギー基本計画」において、「廃炉等に伴って生じる放射性廃棄物の処理・処分については、低レベル放射性廃棄物も含め、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が処分場確保に向けた取組を着実に進めることを基本としつつ、処分の円滑な実現に向け、国として、規制環境を整えるとともに、必要な研究開発を推進するなど、安全確保のための取組を促進する。」とされています。
- 玄海原子力発電所の運転時に発生する放射性固体廃棄物については、原子炉設置許可申請書において次のとおり処理・処分するとされており、国の許可を得て運転がされています。
 - ・ 放射性固体廃棄物は、ドラム缶詰め等を行い固体廃棄物貯蔵庫等に貯蔵保管する。なお、必要に応じて廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。
- また、玄海原子力発電所1、2号機の廃止措置に伴い発生する放射性固体廃棄物については、廃止措置計画認可申請書において「廃止措置終了前の早い時期に、搬出検査を行った後廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。廃棄先は、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。」とされており、県としては、しっかりとその取組を注視していきます。

質問（7）

避難計画では原発5～30キロ圏の住民には放射線量が実測値で高くなってから避難指示が出され、被ばくは必至である。被ばくした県民への責任を知事はどうとるのか。

（答）

- 原子力災害が発生した場合に備えて、佐賀県地域防災計画のほか、関係市町や医療機関、福祉施設の避難計画など、原子力災害対応の基本となる計画は既に策定しており、万が一、原子力災害が発生した場合には、これらの計画に沿って、実際の災害状況に応じた対策を取ることとしています。
- 現行の地域防災計画における避難の考え方は、福島における原子力災害の教訓や国際原子力機関の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針を踏まえたものとなっています。
- 万が一、原子力事故が発生した場合には、この避難方法により、地域住民の皆さんの被ばくリスクを最も少なくしながら避難していただけるものと考えています。

質問（8）

玄海原発は日常的に放射性物質を自然界に排出している。白血病など病気との因果関係を指摘する専門家もいるが、なぜ県として住民健康調査を行って、データを公開しないのか。

（答）

- 県民の健康を確保することは極めて重要であり、原子力発電所の健康への影響は、客観的なデータに基づいて検証していくことが必要だと考えています。
- 県では、人口動態調査により死亡原因などに関する市町別の実態を把握するとともに、佐賀県地域がん登録事業により、白血病を含む各種がんの罹患状況等を収集しています。
- 仮に、何らか健康への影響があれば、これらの情報を合わせることで把握する体制は整っていると認識しています。

- また、県では、玄海原子力発電所からの放射性物質の放出等に伴う周辺環境への影響調査を行っていますが、現在までに、玄海原子力発電所に起因すると考えられる放射線及び放射能の異常は認められていません。
- これらのことから、現時点では、玄海原子力発電所に着目した住民健康調査を行うことは考えていません。

質問（9）

原発についての専門委員会を、原発に反対の立場の専門家も入れて、なぜ恒常的に開催しないのか。

(答)

- 県では、玄海原子力発電所に関する国の審査結果を確認する際に、必要に応じ、専門家から技術的な助言を頂くことを目的として原子力安全専門部会を開催しています。
- 原子力安全専門部会の委員については、原子力に慎重・推進といった観点ではなく、県が国の審査結果を確認するに当たって技術的な助言を頂く目的で適任と考える専門家に就任をお願いしています。

質問（10）

2019年2月5日付知事要請で「回答の際に知事と責任ある担当者との直接対話を求める」と求めたが、知事から「直接対話することは考えていない」という文書回答がきた。納税者である県民との対話をなぜ拒否するのか。撤回を求める。

(答)

- 2019年2月5日付けで提出のあった要請書に対して「頂いた御質問に対しては、県の正式な見解を文書にて回答しており、回答内容に関して直接対話する場を設けることは考えていません。」との回答とあわせて、「県として、原子力発電所に関する様々な方からの御意見について、『聞かない』ということではなく、今後も意見を述べたいと具体的な申出があった場合は、随時お伺いすることとしています。」と回答しています。